

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により、当該都市計画を公衆の縦覧に供します。

平成21年 9月18日

千歳市長 山口 幸太郎



記

1 都市計画の種類

千歳恵庭圏都市計画公園

2 都市計画を定める土地の区域

2・2・107 北信濃1号公園

2・2・108 北信濃2号公園

2・2・109 北信濃3号公園

2・2・110 北信濃4号公園

2・2・111 あずさ4号公園

2・2・112 新星公園

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園に2・2・107号 北信濃1号公園ほか5公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
街区公園	2.2.107	北信濃1号公園	千歳市北信濃	約0.25ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2.2.108	北信濃2号公園	千歳市北信濃	約0.25ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2.2.109	北信濃3号公園	千歳市北信濃	約0.20ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2.2.110	北信濃4号公園	千歳市北信濃	約0.25ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2.2.111	あずさ4号公園	千歳市北信濃	約0.28ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山
街区公園	2.2.112	新星公園	千歳市 新星2丁目	約0.17ha	広場、コンビネーション遊具、トイレ、植栽、築山

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街地の良好な環境整備を図り、もって都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資するため、街区公園を計画する。



